

岡山広告業協会 会則

# 会 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は岡山広告業協会と称す。

第 2 条 本会は事務所を岡山市内に置く。

## 第 2 章 目的と事業

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を深め、広告業の健全な発展と社会的地位の向上を図り  
広告文化の普及並びに岡山県の発展と岡山県民の生活文化の向上に寄与する  
ことを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 広告に関する共同利益のための活動
2. 広告取引の秩序を維持し、会員相互の健全なる営業遂行のための諸対策
3. 広告に関する教育、調査、研究
4. 広告に関する資料、情報収集及び斡旋
5. 関係官庁及び消費者団体との連絡
6. 会員より申達のある案件の調査、確認
7. 広告取引の近代化に関する施策の推進
8. 新聞、放送、雑誌各媒体並びに広告協会その他各地区の広告業協会との連携、  
協調
9. その他、目的を達成するために必要と認める事業

## 第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員の種別は次の通りとする。

1. 正会員
2. 賛助会員

第 6 条 本会員たるものは、本会の趣旨に賛同し次の資格を有するものとする。

1. 正会員 岡山県内に事業所を有し、原則として創業3年以上を経過し、尚且  
つ、地元マス媒体2社以上の直接取引を持つ法人
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、協力する媒体社

第 7 条 本会の入会金は、正会員については50,000円、年会費は正会員・賛助会員1社  
につき50,000円を納入するものとする。尚、理事会が必要と認めた場合には、  
その都度随時臨時会費を徴収することができる。

第 8 条 本会に入会を希望する広告会社は、正会員 2 社以上の推薦を得て、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。賛助会員については、理事会の承認を得るものとする。

第 9 条 本会会員として新たに入会を認められた会員は、直ちに理事会で決められた入会金及び会費を納入しなければならない。

第 10 条 会員は本会の信用を保持するために、次の事項を守らねばならない。

1. 広告取引の秩序維持に努めること
2. 広告主並びに媒体社との取引において、広告業の信用を害する行為をしないこと。
3. 会員の登録事項に変更のあった場合は直ちに届け出ること

## 第 4 章 役員

第 11 条 本会に下記の役員を置く。

会 長（理事） 1 名

副会長（理事） 2 名

理 事 4 名

監 事 1 名

第 12 条 理事及び監事は総会において選出する。

会長および副会長は理事会において理事の互選とする。

第 13 条 会長は本会を代表し、協会の円滑な運営を図る。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは理事会の定めるところにより会長の職務を代行する。理事は平常業務を分担し、その運営を図る。委員長並びに委員は理事会協議の上、会長が委する。

監事は会計監査を行う。

第 14 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 総会・理事会・委員会

第 15 条 本会は総会を年 1 回開催する。

又、理事会が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

第 16 条 総会および理事会は会長がこれを招集し、その議長とする。

第 17 条 総会および理事会は会員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第 18 条 総会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支決算の決定

2. 事業報告および決算報告の承認
3. 本規約の改正
4. その他本会の運営に関する重要な事項

第 19 条 理事会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会で議決した事項の執行に関すること
2. 総会に提出する議案
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第 20 条 本会は所要の委員会を置くことが出来る。

第 21 条 総会の議事録には、議長および出席した構成員のなかから、その会議において選任された議事録署名人 2 人以上の記名押印するものとする。

## 第 6 章 罰 則

第 22 条 次に該当した場合は、理事会に回り退会勧告または除名処分にする事ができる。

1. 本規約第 7 条の会費をその期間内に納入を怠ったとき
2. 本規約第 10 条に著しく違反したとき
3. その他本会の目的に背反し会の名誉を著しく傷つけたもの

## 第 7 章 附 則

第 23 条 納入した会費はいかなる場合にも返還しない。

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌 3 月 31 日までとする。

第 25 条 会長が必要と認めたとき、理事会に回り本規約に関する細則を定めることができる。

第 26 条 実施日 平成 1 年 4 月 1 日  
改正実施日 平成 19 年 5 月 14 日  
改正実施日 平成 21 年 4 月 1 日